



2026年5月11日

各 位

上場会社名 ニッパツ（日本発条株式会社）
代表者名 代表取締役社長 上村 和久
（コード番号：5991 東証プライム市場）
問合せ先 執行役員 企画管理本部副本部長
兼 IR・広報部部长 橘 和子
TEL 045-786-7513

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2026年6月25日開催予定の第106期定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。5月11日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.提案株主

株主名：LONGCHAMP SICAV

2.本株主提案の内容

(1)議題

- ①社外取締役の構成に関する定款変更の件
- ②定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(2)議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

3.本株主提案に対する当社取締役会の意見

議題①社外取締役の構成に関する定款変更の件

(1)当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2)反対の理由

社外取締役を過半数とする規定を定款に設けることは、社会の状況・変化に伴う柔軟な人材登用の選択を狭め、最適な取締役会の構成や実効性向上の妨げとなる可能性があり、反対いたします。

当社は、取締役の指名および報酬等の決定における客観性と透明性を確保するために、取締役会の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会を設置しております。

取締役候補者の選定については、任意の指名報酬委員会での審議・助言内容を踏まえ、当社の経営戦略に照らして、当社事業に関する高い見識を持ち、当社の企業理念に基づき、他の役員等と協力して問題を解決する能力があること、法令および企業倫理の順守についての高い意識を持つこと等を総合的に判断し、企業価値向上に寄与する人材を取締役候補者とするよう、取締役会にて決定しており、本定時株主総会に上程する取締役候補者についても同様の決定プロセスを経ております。

上記を踏まえて、当社では、2026年度中期経営計画の達成、さらには「なくてはならないキーパーツ」の提供による持続可能な社会への貢献のために必要な取締役・監査役のスキルを企業経営、技術・研究開発・製造、財務・会計、営業・マーケティング、海外経験・国際性、地球環境、人材・労務・人権、コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント・コンプライアンス・法務、IT・DXと定義しており、本定時株主総会において当社が提案する取締役候補者は、後掲のスキルマトリックス（ご参考）のとおり、これらを網羅しています。このような考え方によって構成された取締役会において、当社はこれまでも企業価値の持続的な成長に向けた議論を行うとともに、独立社外取締役による取締役会の監督機能を発揮してまいりました。

また、当社は、同中期経営計画の中で、資本コストを意識した経営を一層推進して企業価値を高めるため、ROEのみならずROIC（投下資本利益率）を新たなKPIとして設定し、2026年度にROE10%以上、ROIC7%以上を目標としております。これらの目標の達成に向けた資本配分および株主還元の方針・施策については、取締役会において継続的に審議・監督し、必要に応じて見直しを行っており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制は構築できているものと考えております。

本定時株主総会において当社が提案する取締役選任議案（社外取締役を含みます）をご承認いただきますと、取締役会の構成は、8名中3名が当社の独立性判断基準に照らして独立性に問題がないと判断される独立社外取締役となり、独立社外取締役の比率は37.5%となります。これは、独立性を有する社外取締役を少なくとも3分の1以上とするプライム市場上場企業に求められるコーポレートガバナンス・コード上の要件を満たしております。

当社の取締役会は、当社の業務に精通し豊富な経験や専門性を有する社内取締役と、企業経営経験者、弁護士、公認会計士、公的機関での組織運営経験者等、様々な専門知見を有する社外取締役から構成されており、スキルのバランス、多様性が確保されたうえで客観的な視点から、率直かつ活発な議論が行われるような適切な人数、構成となっていると考えております。

以上のとおり、当社が上程する取締役候補者から構成される取締役会は、経営の執行を監督するうえで求められる、十分な独立性と多様性を有しており、当社の企業価値の持続的な向上を通じ、株主の皆様の利益につながるものと考えております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは、却って取締役候補者の選択範囲を制限することになり、結果として最適な取締役会の構成や実効性向上の妨げとなる可能性もあると考えております。

したがいまして、当社取締役会としては、本株主提案「社外取締役の構成に関する定款変更の件」に反対いたします。

議題②定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1)当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2)反対の理由

議決権基準日を後倒しにすることで定時株主総会の開催時期を後倒しした場合、当社における議決権基準日と剰余金の配当の基準日が異なる状況となることによって、投資家および株主の皆様による当社株式の売買への影響が生じることも懸念されます。また、定時株主総会に提出する事業報告には、有価証券報告書と同様に投資家の皆様の意思決定に有用な情報が豊富に含まれているところ、定時株主総会の開催時期が後倒しされ、事業年度末日から事業報告の提出までの期間が伸張する結果、事業報告上の後発事象の対象期間が伸張し、株主の皆様にご理解いただきやすい開示形態を損なう可能性が否定できません。

当社におきましては、現行の議決権基準日の下で、適切な情報開示および株主との建設的な対話に努めており、現時点において本株主提案のような定款変更を行う必要性は認められないものと考えております。仮に将来、法制度や市場慣行の変化等を踏まえて基準日の見直しが適切と判断される場合には、その時点の当社が置かれる状況も考慮して検討すべき事項であり、現時点で定款で定めることは、かえって将来の制度対応や実務運営の柔軟性を損なうおそれがあります。

以上のことから、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

※本提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

- 1 社外取締役の構成に関する定款変更の件
- 2 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 社外取締役の構成に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第 19 条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(員数) 第 19 条 当社に取締役 12 名以内をおく。 <u>② (新設)</u>	(員数) 第 19 条 ① 当社に取締役 12 名以内をおく。 <u>② 上場企業であり続ける限り、当社の取締役の過半数は、会社法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

弊社は今日の上場企業経営において取締役会の多様性と独立性が不可欠であると考えます。多様性ある取締役会とは、スキル、経験、年齢、国籍、ジェンダーなど多様な観点から経営判断を行うことができる体制を意味し、独立性のある取締役会とは、経営陣から独立した社外取締役が少なくとも過半数を占める体制を意味します。

コーポレートガバナンス・コード原則 4-8 は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1（その他の市場の上場会社においては 2 名）以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」としています。また、同原則 4-7 は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を求めています。

当社は、取締役 9 名のうち社外取締役は 4 名にとどまっております。さらに、6 月 25 日付で予定されている人事体制においては、取締役 8 名のうち社外取締役は 3 名となる予定であり、社外取締

役の構成比率は低下する見込みです。当社は形式的には要件を充足しているものの、取締役会の独立性及び監督機能の実効性の観点からはなお改善の余地があります。取締役会において社外取締役を過半数とすることにより、経営陣から独立した視点に基づく議論が促進され、資本効率の向上や株主還元の強化を含む、株主価値を意識した経営の実現に資するガバナンス体制の構築が可能になると考えます。

また、社外取締役については人数のみならず資質も重要であり、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材の登用が必要です。しかしながら、現状の取締役会においては、資本市場の視点が十分に反映されているとは言い難く、この点は不十分であると考えます。この点、アナリストとして高い経験とスキルを有する人材の登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを有する人材」の登用は、外部投資家・株主の視点を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という共通の目標を有する存在であるにもかかわらず、日本においては両者が対立的に捉えられることも少なくありません。このような中、上述の経験・スキルを持つ人材が取締役会の議論及び意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを実現し、取締役会と株式市場の関係を本来あるべき建設的なものへ高めることに寄与するものと考えます。

しばしば銀行出身者や会計士がスキルマトリックスにおけるファイナンス領域を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは十分とはいえず、エクイティ市場の専門性を有する人材の参画にこそ意義があると考えます。

2 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款第 13 条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(基準日) 第 13 条 ① 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。	(基準日) 第 13 条 ① 当社は、毎年 <u>5 月 15 日</u> の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

(2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は 3 月 31 日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより 6 月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会後または総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

有価証券報告書は、事業リスク、経営戦略、ガバナンス体制、報酬額とその決定方針、資本政策等、株主総会の重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類です。これらの情報が総会直前ではなく、相応の時間的余裕をもって開示されることは、責任ある議決権行使の前提条件であると考えます。

議決権基準日を 5 月中旬へ変更することにより、会社は有価証券報告書および関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。これにより、投資家、議決権行使助言機関およびアナリストが情報を精査し、その分析結果を各議案の賛否判断に適切に反映させる環境が整備されます。本提案は形式的な前倒しを求めるものではなく、実質的な情報提供の充実を図るための制度的基盤を整えるものです。

加えて、本変更は副次的効果として、これまで過度に集中してきた 6 月下旬の株主総会開催日の分散を促すことが期待されます。開催日の集中は、多くの株主が複数企業の総会に参加することを事実上困難にしてきました。総会日程の分散が進むことにより、株主がより多くの企業の総会に参加し、経営陣との直接対話や議論に参画できる機会が拡大します。これは株主の主体的関与を促進し、弊社が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

以上

(ご参考) スキルマトリックス

本定時株主総会にて当社が提案する取締役候補をご承認いただいた場合の役員体制

当社は、企業理念「キーパーツで世界を動かす」のもと、中長期的な経営戦略の実現を通じて、社会に不可欠な製品・技術の提供による持続的な企業価値向上を目指しております。

その実現に向け、当社の取締役会および監査役に期待するスキルについて、各役員が保有する能力・経験は次のとおりであります。

氏名	役職	性別	期待するスキル									
			企業経営	技術・研究 開発・製造	財務・会計	営業・マー ケティング	海外経験・ 国際性	地球環境	人材開発・ 労務・人権	コーポレー トガバナ ンス	リスクマネジメ ント・コンプライア ンス・法務	IT・DX
茅本 隆司	代表取締役会長、CEO	男性	◎	◎		◎	○	○		◎		○
上村 和久	代表取締役社長執行役員、COO	男性	◎		○	◎	◎		○	◎	○	
高村 典利	代表取締役副社長執行役員、 COO、CTO	男性	◎	◎		○	○	◎				○
堀江 雅之	代表取締役副社長執行役員 購買本部本部長、CLO	男性	◎		○	◎	○		◎		○	
佐々木 俊輔	取締役専務執行役員、 営業本部本部長	男性	○		○	◎	◎					
末 啓一郎	社外取締役	男性					◎		◎	○	◎	○
玉越 浩美	社外取締役	女性			◎				○	○	◎	
古川 玲子	社外取締役	女性	○						◎	○		◎
豊田 雅一	常勤監査役	男性	○		◎		◎			○	◎	
水谷 直也	常勤監査役	男性			◎					◎	○	
海老原 一郎	社外監査役	男性	○		◎					◎	○	
山田 祐子	社外監査役	女性			◎		◎			○	○	

(注) 上記一覧表は、取締役および監査役の有するすべての知見を表すものではありません。上記一覧において期待するスキルのうち、各候補者が保有するスキルに○を付け、特に専門性を発揮できる領域には◎を付けています。また、取締役・監査役に対して期待するスキルは、事業環境の変化および経営方針の変更に応じて見直してまいります。